

予告篇等制作ダビングレポート

社団法人 映画産業団体連合会
「予告篇等音量適正化委員会」

作 品 名	作 品 時 間	m	s
配給会社名	担 当 者	☎ ()	-

制作会社名	担 当 者
	☎ () -

SOUND FORMAT : 該当するフォーマットに印を付けて下さい。

☐ MONO	☐ Dolby Digital
☐ Analog Stereo (Dolby / DTS)	☐ DTS

ダビングスタジオ

Studio : Studio# : Mixer :
住 所 : 測定器 :
☎ () -

測定結果 ■ Analog Leq(m) : ■ Digital Leq(m) :

光 学 録 音 所

場 所 : 測 定 器 :
測定結果 ■ 2トラック Leq(m) : ■ 6トラック Leq(m) :

これは社団法人映画産業団体連合会「予告篇等音量適正化委員会」の定めた『映画館に於ける予告篇等音量の測定方法及び推奨値』第1条から第5条及び附則第1条から第3条に従って制作された予告篇等の制作ダビングレポートであり、Leq(m)数値等確認の目的で使用される。

- 「予告篇等音量適正化委員会」は予告篇等の内容、演出、費用、損害、出費などに対しては一切の関与をせずその責を負わない。
- 第5条で定めた推奨値85Leq(m)以下の測定値を確認した予告篇等には、予告篇等専用巻頭リーダー及びオブチカルサウンドネガ缶票適合印の使用を許可する。
- 予告篇等のダビングを行うスタジオ又は光学録音所は、上限85Leq(m)の推奨値を遵守するために制作者に対し適切な助言を行う。
- Leq(m)の測定は「予告篇等音量適正化委員会」の定めた測定箇所を定められた測定方法で第2条に定めた補正回路を持つ測定器を用いて行わなければならない。
- 予告篇等のダビングを行うスタジオ又は光学録音所では、必ず測定を行い記載はどちらかの測定値を正確に記入し、当該記入者は署名をしなければならない。
- 予告篇等のダビングを行うスタジオ又は光学録音所はこれらを遵守しなければならない。
- 予告篇等の当該制作者は、記載事項を確認後に署名をしなければならない。
- 「予告篇等音量適正化委員会」事務局に予告篇等制作ダビングレポートの複写を届け出なければならない。
- 本レポートは署名日より一年間は、当該制作者と「予告篇等音量適正化委員会」事務局で保有しなければならない。
- 当該制作者は「予告篇等音量適正化委員会」からリリースプリントの提出を求められた場合には、その求めに応じなければならない。
- 当該制作者は推奨値85Leq(m)の上限を超えた場合には「予告篇等音量適正化委員会」より指導を受けることがある。

予告篇等音量適正化委員会 事務局:社団法人日本映画テレビ技術協会
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-17-12 日本橋ビルディング
■TEL 03-5255-6201■FAX 03-5255-6202■<http://www.mpte.jp/>

*上記、記載内容について 年 月 日 確認致しました。

制作担当者署名 : 測定者 :